

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うため、医療機関・薬局等が行う感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費に対し、予算の範囲内において、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年6月16日付け厚生労働省発医政0616第1号、厚生労働省発健0616第6号、厚生労働省発薬生0616第65号。以下「包括支援交付金（医療分）交付要綱」という。）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生発0616第2号。以下「国の実施要綱」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、以下のとおりとする。

- (1) 保険医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）
- (2) 保険薬局
- (3) 訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る）
- (4) 助産所

(交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国の実施要綱3.（19）に基づき、医療機関・薬局等が行う「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」とする。ただし、国の実施要綱3.（18）に定める「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」に係る補助金を受ける医療機関が行う場合は補助対象外とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の支出予定額と同表の第3欄に定める基準額を比較して少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする医療機関・薬局等（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が申請事務のとりまとめを委託した沖縄県国民健康保険団体連合会に令和3年2月末日までに提出しなければならない。ただし、各月において申請する期間は、当該月の15日から当該月の末日とする。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 沖縄県国民健康保険団体連合会は、第1項の申請を受理したときは、申請書類等を取りまとめのうえ、知事に交付申請の一覧を送付する。

(交付決定)

第7条 知事は、前条第3項の規定により交付申請の一覧の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

(交付申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第9条 補助事業者からの変更申請については、事務手続き等に鑑み、知事が特に必要と認めた場合に限り、できるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第11条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（中止若しくは廃止したときを含む）した日から起算して20日を経過した日又は令和3年2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。ただし、令和3年2月以降に補助金交付申請書を提出した補助事業者並びに令和3年3月以降に補助対象経費の支出がある補助事業者は、令和3年3月末日までとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実績内訳書
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還命令通知書（様式第6号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第14条 知事は、事業の緊急性等を鑑み、補助金の交付決定後、補助金の全額を概算払いできるものとする。

2 知事は、別に定めるところにより、補助金の支払事務を沖縄県国民健康保険団体連合会に委託するとともに、支払に必要な資金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、包括支援交付金（医療分）交付要綱第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

事業	補助対象経費	基準額	補助率
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	<p>感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）であって、次に掲げる経費</p> <p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>次により算出された額とする。</p> <p>(1)病院 2,000,000円 + 50,000円×病床数</p> <p>(2)有床診療所（医科・歯科） 2,000,000円</p> <p>(3)無床診療所（医科・歯科） 1,000,000円</p> <p>(4)薬局、訪問看護ステーション、助産所 700,000円</p>	10/10